

## 奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関

労働委員会

技能労務職員被服貸与規程（昭和三十八年九月奈良県訓令甲第八号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表第一第八号中「地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、農業研究開発センター、畜産技術センター及びなら食と農の魅力創造国際大学校」を「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、なら食と農の魅力創造国際大学校、農業研究開発センター及び畜産技術センター」に改める。

別表第二第一号中「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」を「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」に改め、同表第二号中「県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課」に改める。